

北村地区保育料基準額表

階層区分	定義	3歳未満児童(月額)	3歳以上児童(月額)
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階層	A階層以外の世帯	12,100円	11,000円

- ※ 3歳以上の児童は無償化の対象となりますが、無償化の認定を受けるには申請が必要です。
- ※ 当月の10日以前に退所した場合3分の1に相当する額を当該月の徴収月額とします。
- ※ 当月の21日以後に入所した場合3分の1に相当する額を当該月の徴収月額とします。
- ※ 当月の11日以後20日までに入所及び退所した場合3分の2に相当する額を当該月の徴収月額とします。
- ※ 当月において引き続き15日以上欠席した場合2分の1に相当する額を当該月の徴収月額とします。
- ※ B階層の世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目以降の児童の保育料は免除されます。
- ※ 4月1日時点で満9歳未満の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、その児童の保育料は免除されます。
- ※ 表中の「3歳未満の児童」とは、入所措置がとられた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度中に3歳に達した場合においても、その当該年度中に限り、3歳未満の児童とみなします。